

参考例

佐倉市役所職員共済会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、佐倉市職員の福利厚生の充実を目的として、佐倉市役所職員共済会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、佐倉市補助金等の交付に関する規則（平成9年佐倉市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者は、佐倉市役所職員共済会（以下「共済会」という。）とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 職場環境整備事業
- (2) 就労環境支援事業
- (3) 健康管理支援事業
- (4) 自己啓発支援事業
- (5) 事務費（ただし、食料費を除く。）
- (6) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、前条各号に掲げる事業に係る経費に、別表に定める事業ごとの補助率を乗じた上で、申請日における共済会の会員から次に掲げる者を除いた人数が総会員数に占める割合を乗じた額とし、予算で定める額を限度とする。

- (1) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく地方公営企業に従事する会員
- (2) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき佐倉市から公益的法人等へ派遣されている会員
- (3) その他市長が補助金の交付額に係る算定の上で適当でないと認める者

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に定める補助金等の交付を受けようとする者が提出しなければならない申請書は、佐倉市役所職員共済会補助金交付申請書（別記様式第1号）とする。

2 佐倉市役所職員共済会補助金交付申請書に添付する書類は、事業計画書、収支予算書、申請日時点の共済会の会員数及び当該会員から前条各号に掲げる者を除いた数を記載した書類、前年度決算書その他市長が必要と認める書類とする。ただし、共済会の総会の承認を受ける前であるため次項に規定する申請期限までに前年度決算書を添えることができない場合は、前年度決算見込書により前年度決算書に代えることができる。この場合において、当該承認を受けたときは、遅滞なく前年度決算書を市長に提出しなければならない。

3 共済会は、当該年度の5月末日までに補助金の交付の申請をしなければならない。

(交付の決定)

第6条 規則第6条第1項に定める補助金等の交付に係る決定の通知は、補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)によるものとする。

(変更の申請)

第7条 規則第8条第1項に定める補助事業等の変更の申請書は、補助事業変更申請書(別記様式第3号)とする。

(実績報告)

第8条 規則第13条に定める補助事業等の実績、決算その他補助事業等の成果を記載した報告書は、佐倉市役所職員共済会補助金実績報告書(別記様式第4号。以下「実績報告書」という。)とする。

2 実績報告書に添付する書類は、事業報告書、収支決算書その他市長が必要と認める書類とする。

3 共済会は、事業の完了後30日以内に、実績報告書を提出しなければならない。

(支払方法)

第9条 補助金の支払は、概算払によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第16条第1項に定める請求書は、補助金交付請求書(別記様式第5号)とする。

2 共済会は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合は、当該通知を受けた日から30日以内に補助金交付請求書を提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 規則第14条に定める交付すべき補助金等の額の確定の通知は、佐倉市役所職員共済会補助金確定通知書(別記様式第6号)によるものとする。

2 規則第19条第2項に定める補助金等の額の確定をした場合における補助金等の返還の期限は、補助金の額の確定の通知を受けた日から10日以内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(佐倉市役所職員共済会補助金交付要綱の廃止)

2 佐倉市役所職員共済会補助金交付要綱(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請がなされる補助金について適用

し、同日前に、廃止前の旧佐倉市役所職員共済会補助金交付要綱に基づき交付の申請があった補助金については、なお従前の例による。

(有効期限)

- 4 この要綱は、平成27年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成21年3月26日決裁20佐総第1677号、平成21年3月31日決裁20佐財第616号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成21年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年3月8日決裁23佐総第1738号、平成24年3月26日決裁23佐財第681号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、平成24年3月31日から施行する。

別表

事業名称	補助率
職場環境整備事業	100分の100
就労環境支援事業	100分の50
健康管理支援事業	100分の50
自己啓発支援事業	100分の50
事務費	100分の100
その他市長が必要と認める経費	100分の50